

子どもの虐待防止を考える

福祉

山形児童虐待防止ネットワーク

小笠原眞佐子



少子化対策と高齢化社会問題は対で語られ、国の対策もエンゼルプラン・ゴールドプラン等、ある種具体的な数字目標をもち、説得力をもつようにみえる。しかし、現在子どもを取り巻く状況は、保育所の増床・保育時間の延長等を考えることだけではすまない大きな社会の病理を反映しているように思われる。

山形児童虐待防止ネットワークでは、本年度事業として子供の虐待防止フォーラムを実施し、子どもの虐待ホットラインを開設した。また、フォーラムでは、「子どもの虐待の早期発見と初期対応について」埼玉県小児医療センター・保健発達部長奥山眞紀子氏による講演を、「子どもの虐待にどうかかわるか」をテーマにしたシンポジウムではそれぞれの専門家の意見交換を行った。ここで提案されたことを中心に、子どもの虐待防止についての知見を述べてみたいと思う。

虐待そのものは特に新しい問題とはいえないが、我々が今問題にしているのは、俗に言

うところの旧来の貧困社会をベースにした児童虐待とは異質の時代的物差しを必要とする点である。子どもの健全な成長発達を阻害する人権侵害行為（虐待）は、親であつたりその他の大人から加えられることもあるが、問題にすべきは、虐待者が親または保護者の場合である。家庭内の虐待は、家族の抱えるさまざまな問題状況が弱者である子どもに集約されるという意味で、「家族病理」という共通の要因を抱えていると考えられる。従つて、関係機関や専門家は「家族病理」を解明し、治療することによつて、その家庭を子どもの養育に相応しい場所に変えることも目標であり、加害者を処罰するのみでなく、子どもの保護と同時にその家庭復帰も考慮に入れた援助を考えざるを得ないという、なかなかしんどい作業とともにかかわらねばならない。

ちなみに、児童虐待は通常四つに分類される。身体的虐待(physical abuse)＝外傷に残る暴行、食事を与えない、一室に拘束する等保護の怠慢、拒否(neglect)＝遺棄、衣食住

や清潔上についての健康状態を損なう放置
性的虐待(sexual abuse) 心理的虐待
に含まらない心理的外傷を与えたと思われる行為、とされている。

虐待における近年の例を見ると、平成元年六月の全国児童相談所長会で、全国の児相百六十七カ所へ寄せられた相談は千三十九件であると報告されている。だが、実際に児相が関与するケースは二千件、それ以外の機関(医療機関や保健所等)で対処したケースが三千件、合計五千件と推計されるという(『子どもの虐待防止』津崎哲朗著・朱鷺書房)。家庭という密室内の出来事なので正確に調査することは困難であるが、実態はその十倍ともいわれている。子どもの人権の危機的状況が浮かび上がってくるようである。

都市社会化状況の下で、養育のトラブルは確実に増加の道をたどっている。親の未熟性、家庭内のストレス、家族の閉鎖性は児童虐待を誘発する三大要因とされ、どの家庭にも共通する普遍的事象であることが、今日問題と

Value Sight 福祉



される所以である。

例えば、虐待をする母親は「鬼のような母親」で、いじめられる子どもは「天使のようなかわいい子」という神話があるが、実際にかかわってみると、子どもを虐待している事実を自覚しながら虐待をやめられないというケースも多い。今回のホットラインでも、育児不安をベースにした自覚ある母親からの相談が主であった。未熟な親にとっては、子どものかたくなでどこか悪い態度やふるまい、なつかない、発達の遅れなど、子どもが虐待を誘発するような問題を抱えること自体、自分への挑発や嫌がらせとして映ってしまうこ



とがある。加害者である親は「これだけこらしめてもまだにらみついている」「たいてもたたいても泣きやみもせずあやまりもしない」「この子の異常さに恐ろしくなる」などの言葉をよく口にするが、子どもが起こす問題行動の意味と、追いつめられた心情を理解し得ないことに由来する悲劇ともいえる。

「無表情」や「寡黙」とともに、「反抗的にらみつける目つき」と親が称する「凍りついた凝視（frozen watchfulness）」も重症の被虐待児に共通する症状として有名である。泣きもせず一点を見つめる子どもの表情は、親に底知れぬ恐ろしさを感じさせ、医療機関でひどい怪我の治療を受けるときもその表情を崩すことはない。これは、親の突然の変身に適応するための防衛という説や、耐え難い苦痛とショックに対処するための生理的麻痺反応に近いとする説もある。いずれにしろ、子ども自身が虐待の事実を正確に認識し、他者に伝えることは有り得ないことである。その点で、さまざま

から逃避するために異性との性関係に身を委ねがちだといわれている。米国のレポートでは、売春、アルコール中毒者、麻薬中毒者等の中に児童期の性的被害者が多く存在することを指摘している。

被虐待児の症状は多様で、将来にわたってのダメージは実に深刻である。長じた彼等の行動特性は、虐待の加害者が示すそれと重なり合い、かくして、被虐待児は次代の虐待加害者へと転化していくことが懸念される。

今回のフォーラムでは、児童虐待の可能性が我々の日常性の中で常に存在していることを指摘し、虐待が子どもの権利に対する最大の侵害行為であるとしている。

日常的に子どもとかわる大人が、気付かぬまま子どもを虐待している可能性は少なくない。防止のためには、まずかわる大人自らの行動を見直す作業が不可欠である。我々が何をすべきか、何ができるかを考えていきたい。

■ 小笠原眞佐子

山形児童虐待防止ネットワーク事務局

昭和50年から、国立療養所山形病院の医療ソーシャルワーカーとして勤務。

山形児童虐待防止ネットワークは平成10年4月設立。県内の小児科医、精神科医、家庭裁判所調査官、保健婦、児童相談所職員、心理士、警察職員、教師、医療ソーシャルワーカーなど、子どもとかわりを持つ専門家が活動している。

事務局住所 山形市行才126-2
国立療養所山形病院 医療相談室内